

南部町行政改革大綱

(令和 2 年度～令和 6 年度)

令和元年 1 2 月

南 部 町

はじめに

本町では、より充実した住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるため、社会・経済環境の変化に応じた「南部町行政改革大綱」に基づき、行政改革を推進してきました。

これまで、事務事業の見直し、時代に即応した機能的な組織づくり、情報化の推進、民間委託などの取り組みにより、一定の成果を上げてきました。

しかし、急激な少子高齢化の進展により、社会を支える生産年齢人口が急速に減少しており、町民の生活環境に多大な影響を及ぼし、行政に求められる役割が増すとともに、担い手不足に伴う地域コミュニティ機能の低下をもたらし始めています。また、財政面においても、人口の減少や老朽化した公共施設等の改修・更新などにより、一段と厳しさを増すことが予想されます。これらの今後予測される町を取り巻く状況の変化や、多様化・高度化する町民ニーズに応えるためには、行政全体の見直しを行い、効率化を図るとともに、継続的・自立的な財政基盤を確立していく必要があります。

このようなことから、今後の課題に的確に対応し、持続可能な行政運営を推進するため、新たに「南部町行政改革大綱」（令和２年度～令和６年度）を策定しました。

今後は、この大綱の推進事項により、効率的・効果的な行政運営に取り組むことはもちろんのこと、町民や各種団体との相互の役割分担のもと、協働・連携してまちづくりを進めるため、全庁体制で、全力を挙げて行政改革に取り組めます。

令和元年１２月

南部町行政改革推進本部 本部長

南部町長 佐野 和広

目次

1. 行政改革の基本事項

(1) 行政改革の必要性	1
(2) 行政改革大綱の位置付け	1
(3) 行政改革の基本的視点	1
(4) 行政改革大綱の取組期間	2
(5) 行政改革の推進体制	2
(6) 取組項目及び進捗管理	2
(7) 体系図	3

2. 行政改革の取組施策

(1) 改革の柱と推進項目	4
(2) 推進事項	6

附属資料

南部町財政計画	10
南部町定員適正化計画	11
組織機構再編試案	15
南部町行政改革推進審議委員会設置条例	16
南部町行政改革推進審議委員会名簿	17
南部町行政改革推進本部設置要綱	18
南部町行政改革推進本部名簿	19
南部町行政改革推進本部専門部会名簿	20
南部町行政改革大綱の策定について（諮問、答申）	21
南部町行政改革大綱策定の経緯	24

1. 行政改革の基本事項

(1) 行政改革の必要性

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」(平成30(2018)年推計)によると、本町の人口は2045年(令和27年)には3,344人、年齢3階層別将来推計人口割合は、年少人口(0～14歳)が4.7%へと減少すると推計されるとともに、老年人口(65歳以上)は61.3%へと増加するなど、少子高齢化が加速する見通しです。

また、少子高齢化の進行や少人数世帯の増加など、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、地域との関わりも変化が生じています。

さらには、本町では、数年の間に多くの職員が退職することから知識や技術の継承が危ぶまれ、効率的・効果的な任用制度の運用が求められるとともに、財政面においては、公共施設等の長寿命化策などの膨大な財政需要が見込まれることから、財政経営は大変厳しい状況です。

このようなことから、真に必要な町民サービスを安定的に提供できる持続可能な行財政運営のため、行政改革の取り組みをより一層発展、進化させていくことが必要となります。

(2) 行政改革大綱の位置付け

行政改革大綱は、本町の最上位計画である「第2次南部町総合計画」(以下「総合計画」という。)の基本構想における施策の大綱の一つである「行政効率化の推進」の指針として、行政経営の仕組みと環境を整え、総合計画を着実に推進するためのものです。

(3) 行政改革の基本的視点

① 効率的な行財政運営

最小の経費で最大の効果を上げることを意識し、運営の合理化に努めることを基本原則に、行政責任において行うもの、民間が行った方が良いものなどの役割を明らかにし、自治体の責務として徹底した効率化、合理化に向けた手法を模索します。

今後の行財政運営にあたっては、職員一人ひとりが常にサービス精神やコスト意識を持ち、組織として明確な目標の設定や進行管理の徹底を行い、成果重視などの経営的な視点に立って推進していく必要があります。

また、限られた財源と人材の有効活用のために、「町民は行政に何を求めているのか」、「行政の果たすべき役割は何か」などの観点に立ち、行政が行う事務事業の範囲を見直すなど、時代に即した効率的な行政運営を進めます。

② 協働のまちづくり

町民が積極的に行政に参加し、政策形成に関わっていくまちづくりを進めることが重要です。そのため、まちづくりを進めるにあたっては、積極的に町民へ情報を発信し、理解を得て、町民と行政が対等の立場で、それぞれの能力を活かしながら、協力・連携して地域づくりに取り組む必要があります。

地域においては、住民力の強化、行政依存体質からの脱却が必要不可欠であり、町民の自主的・自発的な活動を支援します。

(4) 行政改革大綱の取組期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(5) 行政改革の推進体制

① 南部町行政改革推進本部

行政改革を積極的に推進するため、庁内に町長を本部長として、管理職で構成された「南部町行政改革推進本部」及び「組織機構部会、事務事業改善部会、財政部会」の専門部会を設置し、取組項目の進捗状況を管理するとともに、新たな取組項目の設定や必要に応じての見直し等を随時行います。

② 南部町行政改革推進審議委員会

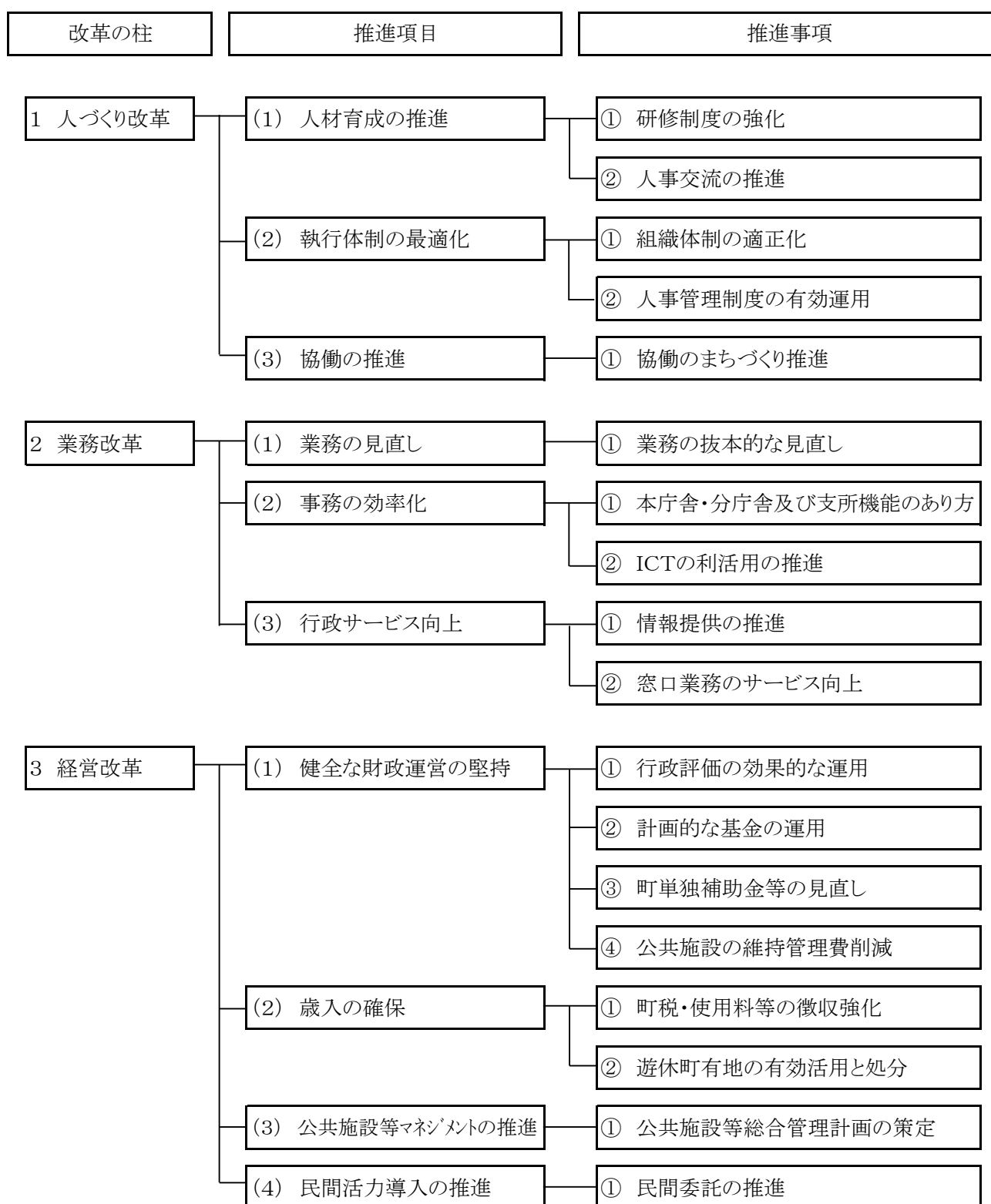
有識者等からなる「南部町行政改革推進審議委員会」において、行政改革大綱に掲げた取組項目についての進捗状況の点検・評価を行うとともに、取組項目に修正がある場合は、調査・審議を行います。

(6) 取組項目及び進捗管理

取組みの着実な推進に向け、3つの改革の柱、各柱に位置付ける推進項目、各推進項目に位置付ける推進事項を設定します。

取組みはマネジメントサイクルによって適切な進行管理を行い、進捗状況は積極的に公表することとします。

(7) 体系図



2. 行政改革の取組施策

(1) 改革の柱と推進項目

1 人づくり改革

高度化・多様化する行政課題に対して迅速かつ適切に対応するため、職員の能力・資質を最大限に活用できるよう、効果的な人材育成等に取り組めます。

また、効率的な組織機構の見直しや適正な定員管理を実施するとともに、人事管理制度の有効な運用を図り、職務遂行能力の高い執行体制を確立します。

さらには、防災や環境などの地域課題の解決に向けて町民や各種団体と連携・協力し、協働によるまちづくりを推進します。

(1) 人材育成の推進

町民ニーズに的確に対応するため、職員の更なる資質向上を図るとともに、目的意識をもって職務を遂行し、組織の中で能力を最大限に発揮できるような環境づくりを推進します。

また、人事交流を行うことにより、専門的知識の習得や、幅広い教養と見識のある人材を育成します。

(2) 執行体制の最適化

簡素で効率的な組織整備のため、計画的な定員管理や職位を考慮した職員配置の適正化とともに、会計年度任用職員制度や再任用職員など多様な任用形態を有効に活用し、町民にわかりやすく機能的な組織の構築に努めます。

(3) 協働の推進

社会情勢が急速に変化し、町民の求める豊かさが多様化する中、町民一人ひとりが満足するまちづくりのため、町民や各種団体と更なる連携を図り、それぞれが相互に役割と特性を理解しつつ、支え合い高め合う協働のまちづくりを推進します。

2 業務改革

町民の視点に立った行政サービスの維持・向上を図るため、業務の方向性や目的を明確にするとともに、限られた人材と財源を有効活用するため、庁舎機能のあり方やICT*の活用を検討し、質の高い行政サービスの提供に努めます。

また、効果的・効率的な情報発信により情報の共有化を図るとともに、町民ニーズに応じた窓口サービスにおける利便性の向上など、町民満足度の高いきめ細やかなサービスの提供を推進します。

(1) 業務の見直し

増大する行政ニーズや新たな行政課題を認識し、前例踏襲の業務執行にとらわれず、事業の選択と集中により、行政サービスの向上や効率化を図ります。

(2) 事務の効率化

業務効率化や行政サービスの質の向上を図るため、本庁舎・分庁舎及び支所機能のあり方を検討するとともに、A I※やR P A※等の利活用を推進します。

(3) 行政サービス向上

町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、情報提供の推進や窓口業務サービスの向上に努めます。

3 経営改革

持続可能で安定的な財政基盤を確保するため、コスト意識の醸成を図り、民間手法導入の検討や、次世代に負担をかけず、安心して快適に利用できる施設の再配置を検討するなど、歳入確保と歳出削減の一体的な取組みを推進します。

(1) 健全な財政運営の堅持

中長期的な展望に立った財政計画のもと、事業の費用対効果を十分に検証し、計画的な財政運営に努めます。

(2) 歳入の確保

適正で公平な賦課・徴収の観点から、町税や使用料等の徴収強化を図るとともに、未利用資産等については、売却や貸付け等を積極的に進めることにより財源確保を図ります。

(3) 公共施設等マネジメント※の推進

将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、長期的視点を持ち、公共施設の統廃合や長寿命化及びインフラ施設※の更新や修繕などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、利用者の安心・安全を確保するとともに、町民の協力と理解を得ながら、公共施設等の適正な配置や維持管理に取組みます。

(4) 民間活力導入の推進

行政運営の効率化と行政サービスの向上を図るため、民間において担うことのできるサービスについて有効性や費用対効果の観点から検討し、効率的・効果的な行政サービスの提供を推進します。

※I C T：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

※A I：言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。人工知能とも呼ぶ。

※R P A：Robotic Process Automationの略。定型作業をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念。

※公共施設マネジメント：地方公共団体が保有している施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。

※インフラ施設：道路や水道など、産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

(2) 推進事項

1 人づくり改革 (1) 人材育成の推進

① 研修制度の強化
【 内 容 】 日常業務における継続的な育成・指導や、計画的かつ継続的な職員研修など、組織全体で人材育成に取り組む体制を構築し、総合力の高い職員を育成する。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】総務課・全課

② 人事交流の推進
【 内 容 】 県等との人事交流を図り、専門的知識の習得に努めるとともに、幅広い教養や見識のある人材を育成する。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】総務課

1 人づくり改革 (2) 執行体制の最適化

① 組織体制の適正化
【 内 容 】 財政の現状を的確に分析するとともに、簡素で効率的な組織整備を実施するため、計画的な定員管理、さらには職員配置の一層の効率化・適正化を推進する。また、会計年度任用職員制度や再任用職員など、多様な任用形態を有効に活用する。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】総務課・関係課

② 人事管理制度の有効運用
【 内 容 】 適材適所の職員配置を実施するため、弾力的かつ効果的な任用及び職員の意欲や能力を活かした総合的な人事管理制度の運用を図る。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】総務課

1 人づくり改革 (3) 協働の推進

① 協働のまちづくり推進
【 内 容 】 人口や年齢構成の将来推計などを踏まえ、多様化する町民ニーズに対応し、地域課題等を解決していくため、町民や各種団体との更なる連携を図り、協働意識の醸成に努めることにより、豊かで活力ある持続可能なまちづくりの実現を図る。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】関係課

2 業務改革

(1) 業務の見直し

① 業務の抜本的な見直し
【 内 容 】 業務の方向性や目的に沿ったあり方を検討するとともに見直しを行い、行政サービスの向上や業務の効率化に努める。
【 対 応 】 検討・実施
【取組実施課】 全課

2 業務改革

(2) 事務の効率化

① 本庁舎・分庁舎及び支所機能のあり方
【 内 容 】 財政事情や社会経済情勢を踏まえ、効率的な行政を推進するため、本庁舎・分庁舎及び支所機能のあり方を検討する。
【 対 応 】 検討
【取組実施課】 総務課

② ICTの利活用の推進
【 内 容 】 業務効率化や町民サービスの向上を図るため、AIやRPA等の活用を検討する。
【 対 応 】 検討・実施
【取組実施課】 企画課・関係課

2 業務改革

(3) 行政サービス向上

① 情報提供の推進
【 内 容 】 行政に関する情報を容易に入手可能とするため、個人情報の保護を徹底しながら、効果的・効率的な情報発信に努める。
【 対 応 】 継続・実施
【取組実施課】 全課

② 窓口業務のサービス向上
【 内 容 】 町民の利便性を考慮した窓口業務のあり方を検討する。
【 対 応 】 検討・実施
【取組実施課】 関係課

3 経営改革

(1) 健全な財政運営の堅持

① 行政評価の効果的な運用
【 内 容 】 適正な予算配分が可能となるよう、スクラップ＆ビルドを推進する仕組みを確立し、事業効果を最大限に発揮できるよう努める。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】企画課・財政課

② 計画的な基金の運用
【 内 容 】 長期的視野に立った財政運用ができるよう、基金の有効活用を図る。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】財政課

③ 町単独補助金等の見直し
【 内 容 】 恒常的な補助金、助成金及び奨励金を精査し、団体の運用状況を把握しながら、公正・公平な補助金等の制度を確立する。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】財政課

④ 公共施設の維持管理費削減
【 内 容 】 省エネや消耗品等の節約に努め、更なる経費の削減を図る。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】財政課・関係課

3 経営改革

(2) 歳入の確保

① 町税・使用料等の徴収強化
【 内 容 】 納付の更なる利便性の検討と、適正で公平な賦課・徴収の強化を図る。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】関係課

② 遊休町有地の有効活用と処分
【 内 容 】 未利用資産等の売却、貸付などにより、町有地の有効活用を図る。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】財政課

3 経営改革

(3) 公共施設等マネジメントの推進

① 公共施設等総合管理計画の策定
【 内 容 】 次世代に負担をかけず、安心して快適に利用できる施設へと再配置していくため、個別施設ごとの長寿命化計画の策定を図る。
【 対 応 】 検討・実施
【取組実施課】 財政課・関係課

3 経営改革

(4) 民間活力導入の推進

① 民間委託の推進
【 内 容 】 民間活力による町民サービスの向上を目的に、費用対効果を踏まえた検証の徹底を図るとともに、民間委託を検討する。
【 対 応 】 検討・実施
【取組実施課】 財政課・関係課

南部町財政計画（令和2年度～令和6年度）

令和元年10月試算

【普通会計】

（単位：百万円）

項 目		H29決算	H30決算	R1決算見込	R2	R3	R4	R5	R6
歳入	地方税	962	940	916	888	878	868	859	850
	地方交付税	2,789	2,752	2,723	2,625	2,477	2,458	2,439	2,419
	臨時財政対策債	0	0	0	0	0	100	100	100
	国・県支出金	538	483	607	479	455	455	455	455
	地方債（臨財債を除く）	826	282	366	330	210	210	210	210
	その他	1,030	1,516	967	885	721	614	648	657
	歳入計 A	6,145	5,973	5,579	5,207	4,741	4,705	4,711	4,691
歳出	人件費	813	798	772	960	948	980	984	988
	扶助費	440	400	355	347	340	335	332	329
	公債費	765	762	698	658	547	488	495	415
	補助費等	508	616	615	610	605	600	600	600
	繰出金	647	604	600	632	641	660	671	691
	普通建設事業費	1,236	610	794	633	503	489	476	479
	うち補助事業	298	199	423	240	179	151	140	144
	単独事業	938	411	371	393	324	338	336	335
	その他	1,229	1,744	1,337	1,115	1,016	976	966	961
	歳出計 B	5,638	5,534	5,171	4,955	4,600	4,528	4,524	4,463
歳入歳出差引 A-B		507	439	408	252	141	177	187	228
財政調整基金残高		2,108	2,296	2,296	2,296	2,296	2,296	2,296	2,296
減債基金残高		590	590	590	590	590	590	590	590
その他特定目的基金残高		2,562	3,179	3,395	3,605	3,735	3,735	3,735	3,735
基金残高計		5,260	6,065	6,281	6,491	6,621	6,621	6,621	6,621
地方債残高		4,434	3,977	3,103	2,424	2,200	2,033	1,858	1,761
実質公債費比率（3ヶ年平均）％		4.4	3.4	3.3	3.3	3.4	3.5	3.4	3.3
将来負担比率 Ⅲ		-106.7	-143.3	-	-	-	-	-	-

南部町定員適正化計画
(令和2年～6年度)

令和元年12月策定
南 部 町

南部町定員適正化計画

1 策定の目的

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」により、総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が策定され、平成17年3月29日に通知されました。

これにより、平成17年度を起点として、おおむね平成22年度までに地方公共団体の総定員の4.6%以上の純減を目指し、明確な数値目標を設定することが義務づけられました。

南部町では、長期にわたる景気の低迷や国の三位一体の改革等、社会情勢が大きく変化するなか、合併による新町誕生後の16年間、新たなまちづくりを進めながら、行政運営の効率化、組織の見直しを繰り返し、定員の適正化を図ってまいりました。平成22・28年には目標を明確化するため定員管理適正化計画を策定し、平成17年度から平成31年度（令和元年度）までの15年間で、目標を上回る35.4%の削減（61人減）を達成いたしました。

しかし、想定を超えた減員による職員不足を補うために臨時職員を雇用してきた結果、正規職員と臨時職員の数がほぼ同数に近くなるという現象に陥り、今後は逆転する可能性も懸念されます。

現況を鑑みますと、地方自治体が処理する自治事務・法定受託事務は増加する一方で、適正規模の人員配置とは言いがたい状況となっています。

今後は財政の現状を的確に分析するとともに、計画的な定員及び人件費の確保が必要であり、これを実現するために定員適正化計画を策定するものです。

2 職員数の現状

本町の職員数は、第1次並びに第2次定員適正化計画の取り組みにより、着実に減少し、削減数も目標を上回ることができました。

職員の削減にあたっては、第1次計画の中で欠員の不補充や新規採用の抑制、職員の配置転換等に取り組んだ一方、第2次計画においては、課の統合や保育所の統合、中学校の統廃合など運営体制の見直しを実施したほか、職員の資質向上を目的とし、一時的又は時限的な業務等については、正規職員に代えて再任用職員や臨時職員での対応を図るなど、多様な任用形態を活用してきたところです。

しかし、こうした自然減方式に加えて、団塊の世代の退職、想定外の早期退職や、新採用受験者の減少や技術職員の受験希望者が無いなど、職員不足に陥っている状況です。

今後の計画では、職員不足の解消を図るため、有能な人材の確保に努めるとともに、令和2年度から始まる会計年度任用職員制度や再任用職員を有効に活用していきたいと考えます。

*平成17年度～令和元年度までの実績数

	総職員数	前年度末の 退職者数	採用者数	対前年 増減数	H17を基準 とした削減率
平17	172	—	—	—	—
平18	167	7	2	△5	△2.9%
平19	163	5	1	△4	△5.2%
平20	157	10	4	△6	△8.7%
平21	156	8	7	△1	△9.3%
平22	145	13	2	△11	△15.7%
平23	143	6	4	△2	△16.8%
平24	142	5	4	△1	△17.4%
平25	139	5	2	△3	△19.1%
平26	130	12	3	△9	△24.4%
平27	124	8	2	△6	△27.9%
平28	123	5	4	△1	△28.4%
平29	115	11	3	△8	△33.1%
平30	113	9	7	△2	△34.3%
令元	111	9	7	△2	△35.4%

*令和2年度～令和6年度までの計画数

	総職員数	前年度末の 退職者数	採用者数	対前年 増減数	H17を基準 とした削減率
令2	115	5	9	4	△33.1%
令3	118	5	8	3	△31.4%
令4	120	3	5	2	△30.2%
令5	120	6	6	0	△30.2%
令6	120	1	1	0	△30.2%

各年度の職員数は4月1日現在のもので、定員管理調査の数値に基づくものである。

3 定員管理の基本的な考え方

少子高齢化や地方分権の進展など社会経済環境の変化に伴い、行政需要がますます複雑化・高度化する中で、限られた人員により質の高い行政サービスを提供し、新しい行政課題にも的確に対応していくためには、これまでの定員適正化の実績を踏まえた計画的な職員採用、さらには職員配置の一層の効率化・適正化を推進しながら、事務事業の見直しを行い、事務量に適した職員配置の見直しを行います。

4 基本方針

① 簡素で効率的な組織構成の構築

複雑・多様化する町民ニーズや山積する行政課題、さらには時代の要請に迅速かつ的確に応えながら、質の高い行政サービスを、安定的かつ持続的に提供するため、有能な人材の確保や現職に対する人材育成の強化により簡素で効率的な組織機構を構築します。

② 施設の管理・運営方法の見直しと事務事業の民間委託

技能・労務系の業務については、引き続きアウトソーシングを推進するとともに、それ以外の業務についても、施設の管理運営方法や事務事業の見直しにより、指定管理者制度の活用、民間委託の推進を図っていきます。

③ 職員採用・職員配置の適正化

職員の新規採用は、退職予定者の数や職種等を勘案し、在職者の年齢構成等を踏まえながら、各年度の目標職員数の範囲で計画的に行います。

また、限られた人員の中で、分権型社会に対応した質の高い行政サービスを提供するため、職員配置の一層の効率化、適正化を推進するとともに、一時的又は時限的な業務等については、会計年度任用職員や再任用職員など多様な任用形態を活用していきます。

④ 人材の育成

限られた人員により質の高い行政サービスを提供し、新たな行政課題にも的確に対応していくためには、職員一人ひとりの資質や意欲の向上が不可欠です。

人事評価を有効に活用し、人事管理の適正化に努め、職員の意識改革も含め、人材の育成を図っていきます。

組織・機構における再編構想

具体的検討事項

	再編項目	検討事項	課題等	再編年度
1	総務課と交通防災課	1課に統合	人員体制	
2	企画課と財政課	1課に統合	人員体制	
3	学校教育課と生涯学習課	教育委員会事務局の一元化 教育次長の配置	人員体制	
4	福祉保健課と子育て支援課	体系的な組織の見直し	人員体制 保健師の確保	
5	デイサービスセンター 学校給食共同調理場 保育所 ごみ収集 町有地管理 診療所運営	指定管理者制度への移行 運営の民間委託	合理性及び効率性の検討	

※ 再編年度は環境状況に応じて検討します。

南部町行政改革推進審議委員会設置条例

平成 16 年 3 月 22 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、南部町行政改革推進審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じて、南部町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南部町行政改革推進審議委員会名簿

役 職 名	氏 名	住 所	備 考
会 長	渡辺 拓雄	南部町成島1263番地	
会長代理	望月 政文	南部町福士10365番地	
委 員	芦川 幸雄	南部町成島2725番地	
委 員	木内 一行	南部町内船3071番地1	
委 員	佐野 保仁	南部町楮根2443番地	
委 員	旗持 久美	南部町福士2422番地1	
委 員	望月 榮二	南部町万沢5136番地	
委 員	望月 恵美	南部町南部5812番地	
委 員	望月 裕子	南部町福士2620番地2	
委 員	若林 泰文	南部町内船7380番地2	

敬称略

南部町行政改革推進本部設置要綱

令和元年6月18日
訓令第1号

(目的及び設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、南部町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革のプログラムの策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、南部町役場職員の管理職をもって組織する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長には町長、副本部長には教育長をもって充てる。

(専門部会)

第4条 専門の事項を調査するため、本部に次の専門部会を置く。

- (1) 組織機構部会
 - (2) 事務事業改善部会
 - (3) 財政部会
- 2 専門部会に本部長が指名する部会長、部会長代理及び部会員を置く。
 - 3 専門部会に部会長が指名する事務局若干名を置く。

(会議)

第5条 会議は、部会及び全体会において行う。

- 2 全体会は本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。
- 3 部会は部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

南部町行政改革推進本部名簿

役職名	氏名	所 属	備 考
本 部 長	佐 野 和 広	町 長	
副 本 部 長	芦 澤 和 彦	教 育 長	
部 員	望 月 一 弥	参 与	
部 員	小 倉 弘 規	総 務 課 長	
部 員	稲 葉 芳 幸	交 通 防 災 課 長	
部 員	望 月 一 希	企 画 課 長	
部 員	遠 藤 良 彦	財 政 課 長	
部 員	佐 野 彰 紀	税 務 課 長	
部 員	四 條 理 恵	住 民 課 長	
部 員	佐 野 武 人	福 祉 保 健 課 長	
部 員	佐 野 勝	子 育 て 支 援 課 長	
部 員	渡 辺 雄 治	水 道 環 境 課 長 (環境センター所長兼務)	
部 員	梶 原 猛	産 業 振 興 課 長 (農業委員会事務局長・分庁管理者兼務)	
部 員	望 月 一 臣	建 設 課 長	
部 員	望 月 浩	会 計 管 理 者	
部 員	遠 藤 成	アルファセンター所長	
部 員	青 木 正 和	デイサービスセンター所長	
部 員	仲 亀 哲 也	健康管理センター所長	
部 員	滝 基 成	議 会 事 務 局 長	
部 員	市 川 隆	学 校 教 育 課 長 (学校給食共同調理場所長兼務)	
部 員	木 内 一 哉	生 涯 学 習 課 長	
部 員	若 林 安 彦	交 通 防 災 課 課 長 補 佐	
部 員	渡 辺 基	税 務 課 課 長 補 佐	
部 員	望 月 文 広	建 設 課 課 長 補 佐	

南部町行政改革推進本部専門部会名簿

1. 組織機構部会

役職名	氏 名	所 属	備 考
部会長	小倉弘規	総務課長	
部会長代理	木内一哉	生涯学習課長	
部員	佐野 勝	子育て支援課長	
部員	滝 基成	議会事務局長	
部員	青木正和	デイサービスセンター所長	
部員	佐野武人	福祉保健課長	
部員	望月文広	建設課課長補佐	
部員	若林安彦	交通防災課課長補佐	

2. 事務事業改善部会

役職名	氏 名	所 属	備 考
部会長	稲葉芳幸	交通防災課長	
部会長代理	梶原 猛	産業振興課長	
部員	四條理恵	住民課長	
部員	望月一臣	建設課長	
部員	市川 隆	学校教育課長	
部員	遠藤 成	アルファセンター所長	
部員	渡辺 基	税務課課長補佐	

3. 財政部会

役職名	氏 名	所 属	備 考
部会長	遠藤良彦	財政課長	
部会長代理	望月 浩	会計管理者	
部員	佐野彰紀	税務課長	
部員	渡辺雄治	水道環境課長	
部員	仲亀哲也	健康管理センター所長	

南企発第 9－14 号
令和元年 9 月 4 日

南部町行政改革推進審議委員会
会長 渡辺 拓雄 様

南部町長 佐野 和広

南部町行政改革大綱の策定について（諮問）

このことについて、令和 2 年度を初年度とする新たな南部町行政改革大綱を策定したいので、貴審議会の意見を求めます。

南企発第12-2号
令和元年12月4日

南部町長 佐野 和広 様

南部町行政改革推進審議委員会
会 長 渡 辺 拓 雄

南部町行政改革大綱（令和2年度～令和6年度）に関する提言について

令和元年9月4日付け南企発第9-14号により諮問のありました令和2年度を初年度とする新たな南部町行政改革大綱の策定について、今年度、3回の委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

本委員会では、今後における南部町が取り組むべきことなどについて、別紙のとおり、南部町行政改革大綱（令和2年度～令和6年度）に関する考えを提言します。

なお、新たな大綱を策定するにあたり、更なる町民サービスの向上に努め、職員一人ひとりが気概を持ち、改革を積極的に推進するよう要望します。

南部町行政改革大綱への提言

1. 人口減少を含めた環境や時代の変化に対応するため、町民ニーズに配慮した長期的視点に基づく施策を展開するとともに、必要に応じて随時見直しを図ること。
2. 職員の資質向上を図るとともに、目的意識を持ち、最大限の能力を発揮して職務を遂行できる環境づくりを推進すること。
3. 財政状況の的確な分析を行うとともに、質の高い行政サービスを提供するため、定員適正化計画に基づいた計画的な定員管理を行うこと。
4. 人事管理制度の有効な運用のため、管理職のマネジメント力の強化を図ること。
5. 人口減少・将来人口の動向を踏まえ、議員定数の削減を検討すること。
6. 少子高齢化社会において、健康で意欲的な高齢者の活用や各種団体等と連携を図り、持続可能な地域づくりを促進すること。
7. イベント等の見直しについて、位置付けと目的を明確にすること。
8. 農林業について、効果があるものと効果がないものを明確にするとともに、方向性を検討すること。
9. 自主防災組織の強化を図るとともに、消防団の持続可能な活動に向けての体制づくりを推進すること。
10. 買い物弱者対策についての取り組みを推進すること。
11. 行政に関する情報について、容易かつ最新で正確な情報を取得できるよう努めること。
12. マネジメントサイクルによる行政評価制度を推進すること。
13. 未利用資産の有効活用を検討すること。
14. 公共施設の長寿命化計画を策定するとともに、計画的かつ効率的な維持管理を行うこと。
15. 民間活力の導入について、有効性や費用対効果の観点から検討すること。
16. 適切な進行管理を行い、計画的かつ着実に実行するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。
17. 進捗状況や成果等については、広く町民に公表すること。

南部町行政改革大綱策定の経緯

令和元年 8月30日	第1回行政改革推進本部会議
令和元年 9月 4日	第1回行政改革推進審議委員会
令和元年 9月17日	第1回行政改革推進本部 財政部会
令和元年 9月17日	第1回行政改革推進本部 事務事業改善部会
令和元年 9月18日	第1回行政改革推進本部 組織機構部会
令和元年 9月27日	第2回行政改革推進本部会議
令和元年10月 1日	第2回行政改革推進本部 財政部会
令和元年10月 3日	第2回行政改革推進本部 事務事業改善部会
令和元年10月 4日	第2回行政改革推進本部 組織機構部会
令和元年10月15日	第3回行政改革推進本部 事務事業改善部会
令和元年10月17日	第3回行政改革推進本部 組織機構部会
令和元年10月17日	第3回行政改革推進本部 財政部会
令和元年10月21日	第4回行政改革推進本部 事務事業改善部会
令和元年10月24日	第3回行政改革推進本部会議
令和元年10月28日	第2回行政改革推進審議委員会
令和元年11月11日	第5回行政改革推進本部 事務事業改善部会
令和元年11月11日	第4回行政改革推進本部 財政部会
令和元年11月14日	第4回行政改革推進本部 組織機構部会
令和元年11月21日	第4回行政改革推進本部会議
令和元年12月 3日	第3回行政改革推進審議委員会
令和元年12月11日	南部町行政改革大綱（令和2年度～令和6年度） 答申

南部町行政改革大綱

発 行 令和元年 12 月

南部町役場

〒409-2192

山梨県南巨摩郡南部町富士 28505 番地 2

電 話 0556-66-2111 (代表)

FAX 0556-66-2190

URL <https://www.town.nanbu.yamanashi.jp>

編 集 企画課

行政改革大綱は、上記のホームページでもご覧いただけます。